

川崎市幸区公告第40号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、
居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国
民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和
25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年9月3日

川崎市幸区長 山口 美穂

（別紙省略）